

事業所・事業主様へ重要なお願い

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書等を下記のとおり送付しますのでご確認ください。

1. 令和7年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）
2. 令和7年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）
3. 令和7年度 市民税・県民税特別徴収税額納入書綴

※給与支払報告書に納入書不要の記載があった場合や、銀行振込サービス、地方税共通納税システム等を利用して納入される場合は納入書綴を同封しておりません。

4. 令和7年度 市民税・県民税・森林環境税特別徴収事務の手引き
5. 普通徴収切替申請書

特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）は、切り離して各従業員へ交付してください。

1 及び 2 の通知書に関して、eLTAX（エルタックス）で給与支払報告書提出時に電子データを希望されている場合は、同封しておりません。

特別徴収税額通知の電子化について

令和6年度課税分より、全市町村において、電子申告（eLTAX：エルタックス）により給与支払報告書を提出する際に、特別徴収税額通知の特別徴収義務者用と納税義務者用のそれぞれについて、選択により電子データ（正本）を受け取れるようになりました。

電子データによる受取を選択した場合、eLTAX（エルタックス）を経由して特別徴収税額通知の電子データ（正本）を送信します。（電子データ送信の場合は、書面で送付出来ないので両方の受取は出来ません。）

特別徴収税額通知の受取方法について

特別徴収義務者用と納税義務者用のそれぞれについて、電子データ（正本）と書面（正本）による受取方法が選択出来ます。そのため、受取方法は次の4パターンとなります。

特別徴収税額通知の受取パターン		
	特別徴収義務者用	納税義務者用
①	電子データ（正本）	電子データ（正本）
②	電子データ（正本）	書面（正本）
③	書面（正本）	電子データ（正本）
④	書面（正本）	書面（正本）

なお、就職や退職により特別徴収税額に変更が発生した場合も同様の受取方法となります。

特別徴収税額通知の受取方法変更について

途中で受取方法を変更する場合は、特別徴収税額通知受取方法変更届をご提出ください。（宍粟市 HP「eLTAX で特別徴収税額通知の電子データ受け取りを希望する給与支払者へ」に様式を掲載しています。）

この受取方法変更届は提出日以降の通知方法を変更するものであり、提出日前に事業所へ通知されている内容を、再度、書面や電子データで受取し直すことは出来ません。

在職されていない方の名前が通知書にある場合

退職や転勤等の理由により、給与の支払いを受けなくなった従業員が含まれている場合は、『特別徴収に係る給与所得者異動届出書』（特別徴収事務の手引き参照）を令和 7 年 5 月 30 日までにご提出ください。

※退職者で前年度の特別徴収税額に変更が生じない場合は、「普通徴収切替申請書」（別紙）での提出も可能です（切替理由略号：a）。

就職等により新しく特別徴収の対象となる方がいる場合

給与支払報告書の提出後、就職等で新たに給与の支払いを受けることになった従業員を特別徴収へ切り替えるには、『特別徴収切替依頼書』（特別徴収事務の手引き参照）をご提出ください。

特別徴収の対象外となる方の名前が通知書にある場合

次の要件（理由）に該当する方を、普通徴収（従業員が自分で納付）とすることができます。該当の方を普通徴収として取り扱うには、「普通徴収切替申請書」（別紙）を令和 7 年 5 月 30 日までにご提出ください。

略号	普通徴収該当理由（下記a～d以外の理由は不可）
a	退職者または給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者
b	給与が少なく、市県民税を特別徴収しきれない者
c	給与の支払期間が不定期な者（例：給与の支払が毎月ではない、季節雇用者等）
d	他の事業所から支給される給与から市県民税が特別徴収されている者（乙欄適用者）

※給与支払報告書の提出時に、理由略号または普通徴収該当理由を給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に記載することで、当初から普通徴収として取り扱うことができます。



＜問合せ先＞

〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 1 3 3 番地 6
宍粟市役所 市民生活部 税務課 市民税係
電話 0790-63-3124（直通）